

小牧市地域こども子育て条例（案）

条文解説

目 次

前文	1
第1章 総則	3
第2章 こどもの務め	6
第3章 保護者等の責務	7
第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進	12
第5章 こどもに関する施策の推進	17

前 文

こどもは「小牧の宝」であり、一人一人が様々な個性、能力及び夢を持ったかけがえのない存在です。

小牧市には、小牧山を始めとする美しい自然、歴史に彩られた豊かな文化、充実した子育て施設等、子育てやこどもの成長にとって恵まれた環境が整っています。

小牧市において、全てのこどもが家庭及び地域の愛情に包まれながら今を幸せに生きることができ、地域に深い愛着と誇りを持ち、夢を育み、夢に挑戦し、輝きながら成長できることは私たち小牧市民の願いです。

そこで、

一. こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち

一. 世代を越えて市民のつながりが生まれるまち

一. 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

の実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1都市」とすることを、平成27年5月に宣言しました。

私たちは、子育てやこどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことで、こどもを中心に世代を越えて市民がつながり、あたたかく支え合う、暮らしやすい魅力あるまちになっていくとの確信の上で、こどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体で協力してこどもを育てていく「協育」により、親や周りの大人も共に学び合い成長する「共育」を推し進めます。

こどもを中心に世代を越えて全ての人がつながり、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現するため、ここに、この条例を制定します。

【解説】

前文は、本条例を制定するにあたっての背景や基本原則、意図を定めています。

第1段落では、こどもが「小牧の宝」であり、かけがえのない存在であることを述べています。

第2段落と第3段落では、子育てやこどもの成長にとってかけがえのない小牧市の特徴ある環境について述べたうえで、この環境の下で、全てのこどもがそれぞれの「今」を幸せに生きることができ、そうした幸せの積み重ねが未来へとつながっていくことや、こどもたちが輝きながら成長できることを市民共通の願いとして述べています。

第4段落では、本条例制定の大きな背景となっている「こども夢・チャレンジ No. 1 都市宣言」を行ったことと、この宣言で掲げた小牧市民が目指すべきまちの姿を記述しています。

第5段落で、子育てやこどもの夢への挑戦をまち全体で応援していくことが、全ての市民にとって、暮らしやすく、魅力あるまちにつながっていくことを確信していること

を述べています。これに加えて、地域全体で協力してこどもを育てていくことが、親をはじめとした大人たちも共に成長していくことにつながることを述べています。

最後に第6段落では、第5段落までで述べている考え方を踏まえ、条例制定の意図・目的を述べたうえで、条例制定の宣言をしています。

【参考】市民からの意見

- こどもは宝。
- 元気でない子、弱っている子、迷っている子、できる子ではない子を守ることが大事！
- 大人もこどもと関わることで成長する視点は大切。
- こどもから教えられ地域がまとまることもある。
- ◎中学生だとハッキリとした夢を持っている人は少ない。何かの夢を持っている人を市全体で応援することもあると思うが、それよりも、学校でもっと楽しく過ごしたり、運動したり、絵をかいたり、そういうことの方が漠然とした「夢」よりも大切だし、元気につながると思う。

○：大人からの意見

◎：こどもからの意見

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地域全体でこどもを育むまちづくりについて、こども及びその家庭を支援し、応援することについての基本理念を明らかにし、こどもの務め並びに保護者、地域住民、事業者、学校等及び市の責務を定めるとともに、こどもに関する施策の検証を行い、これを総合的に推進することにより、地域全体で子育て及び子育てを支え合うまちを実現することを目的とします。

【解説】

第1条は、本条例の目的を定めています。

小牧市地域こども子育て条例の目的は、「こども夢・チャレンジNo.1都市宣言」をふまえ、地域全体で子育てや子育てを支え合うまちを実現することです。

この目的は、市のみで、あるいは家庭のみで実現することはできません。関係機関・団体はもちろんのこと、市民一人一人の協力なくしては、目指すまちを実現することはできません。このため、本条例では、子どもの権利を尊重することも含めて、こども及びこどもが育つ家庭を支援し、応援することについての基本的な考え方を定めるとともに、保護者、地域住民、事業者、学校等及び行政などがそれぞれの特性を活かしながら責務を果たし、互いに緊密な連携を図ることについて規定します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 保護者 親又は親の代わりに子どもを育てる立場にある者をいいます。
- (3) 地域住民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人(第1号に規定する子どもを除きます。)、法人若しくは団体をいいます。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人又は団体をいいます。
- (5) 学校等 学校、幼稚園、保育園、児童福祉施設その他子どもが学び、又は育つことを目的とする施設をいいます。
- (6) 子育て 子どもが主体的に育つ力をいいます。

【解説】

第2条は、この条例内で使われるもののうち、特に言葉の解釈を統一する必要がある用語について定めています。

- (1) 子ども…児童福祉法や児童の権利に関する条約との整合性を考慮し、18歳未満とします。「その他社会的に…」の部分については、在学中に18歳に達した高校生が含まれるほか、子どもの成長・発達は連続的であることを踏まえ、これを超える年齢層や胎児についても必要に応じて対応を要する範囲に含めることとします。
- (2) 保護者…「親の代わりに子どもを育てる立場にある者」の部分は、里親、親権代行者、未成年後見人、児童福祉施設の長、また共働き世帯、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在することに留意し、状況によっては祖父母や親戚の者など現に子どもを監護している者をいいます。
- (3) 地域住民…市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学等する者、また、市内の地縁組織、各種団体やこれらに属する人をいいます。
- (4) 事業者…市内で事業活動を行うすべての人や団体をいいます。
- (5) 学校等…学校教育法に基づく各種の施設(小学校、中学校、高等学校、幼稚園など)、児童福祉法に基づく各種の施設(保育園、児童館、児童クラブなど)の他、市内にある子どもが学び、育つためのあらゆる施設を含みます。
- (6) 子育て…子ども自身が自らの力で成長することをいいます。

(基本理念)

第3条 こども及びその家庭を支援し、応援することについては、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもが権利の主体として尊重されること。
- (2) こども及び子育て家庭に関心及び理解を持つとともに、自らが規範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割と責任を自覚することができるように行うこと。
- (3) こどもの育成に関して、それぞれの責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行うこと。

【解説】

第3条は、こども及びその家庭を支援し、応援することについて、市全体で共有すべき基本的な考え方である基本理念を定めています。

(1)のこどもの「権利」とは、児童の権利に関する条約（日本は平成6年批准）に定められている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利のことであり、誰もが生まれながらに有する基本的人権です。本条例では、この4つのこどもの権利を尊重することを基本とします。

(2)と(3)は、大人に求められる行動や取組みの姿勢を規定しています。

大人は、こどもに関することを決めたり、行うときには、こどもの幸せやこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えるとともに、その振る舞いや言動がこどもの手本となるよう、自ら規範を示すことが求められます。

また、こどもを地域全体で育むためには、こどもに関わるすべての主体が、それぞれの責務に応じて主体的に取り組むとともに、各主体がお互いに協力・連携することが重要となります。

第2章 こどもの務め

第4条 こどもは、その年齢及び発達に応じて、次に掲げる事項について、取り組むよう努めるものとします。

- (1) 自分を大切にし、他者への思いやりの心を持つこと。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付け、社会の決まりを守ること。
- (3) 夢を持って努力する気持ちを大切にし、自ら考えて行動すること。
- (4) 主体的に生きていく力を高めるとともに、地域社会の一員として社会参加をすること。

【解説】

第3条（基本理念）で定めたとおり、本条例におけるこどもの権利は、児童の権利に関する条約において提唱されている4つの権利を基本とします。これらのこどもの権利を大人たちが保障するとともに、こども自身も、その年齢や発達に応じて、自分や他のこどもの権利を尊重する責任や役割を持つことが重要です。

そこで、第4条では、他者への思いやりや感謝の気持ちを持つこと、社会のルールを守ること、地域社会の一員として社会参加することなど、こどもが自ら考え、主体性を持って取り組むべき事項を、こどもの務めとして具体的に(1)から(4)まで4号に分けて規定しています。

【参考】市民からの意見

- こどもが守られる視点も重要だが、こどもが努めるべきことの視点も必要。
- こども自らが考え、行動することも必要。
- こどもの主体性や自立心・自律心の尊重。
- ◎シティプロモーションのため、小牧の魅力を紹介するためのイベントを中学生が企画する。
- ◎LINE でいじめやトラブルが増えている。自分たちでルールづくりをするなど、スマホの使い方を考える必要がある。

第3章 保護者等の責務

(保護者の責務)

第5条 保護者は、こどもの養育及び発達に家庭が果たす責務を理解するとともに、その第一義的な責任を保護者が有することを自覚し、こどもの年齢及び成長に応じた支援又は指導を行うよう努めるものとします。

2 保護者は、こどもに基本的な生活習慣及び社会性を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すよう努めるものとします。

【解説】

第5条は、こどもの健やかな成長のため、それぞれの家庭において保護者が取り組まなければいけない責務を定めています。

第1項では、保護者が、こどもの養育と成長に関して最も重要な責任を有していることを自覚するとともに、こどもの個性を大切にし、こどもの成長段階に応じた支援や指導を行うよう努力することを規定しています。

第2項では、家庭において基本的な生活習慣などを身に付けさせるとともに、保護者自らがその手本を示すよう努力することを規定しています。

【参考】市民の意見

- お手伝い等の機会を家庭や地域でつくるなど。役立ち感（⇒自尊心）を育むこと。褒めてあげること。
- 認めてあげる、共感してあげる、時間を共有してあげる、信じてあげること。
- やりたいことに口出しはせず、見守る。
- 個性を伸ばせるような応援をしたい。
- （こどもが）なりたい事に全力で応援。ヒントを与えて導きだすきっかけを作る。
- こどもたちが夢を持つまで（夢発見）のプロセスを見守り、応援すること。
- 好きなことや興味のあることを一緒に見つけること。
- ◎こどもの手本になるような大人になってほしい。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、市及び学校等と連携し、地域の中で子どもを見守ることにより、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 地域住民は、子どもが地域の自然又は文化を学べる機会及び地域行事その他の社会性を育むことができる機会を提供するよう努めるものとします。

【解説】

第6条は、地域社会全体で子育てや子育てを支え合うために、地域の住民や団体が果たすべき責務を定めています。

地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であり、家庭における子育てを補完する機能があることを認識することがまず必要です。その上で、第1項では、子どもを地域社会の一員として認め、見守りや声かけ等を通じ、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりに取り組むことを、第2項では、地域の行事や活動に参加する機会を提供するよう努めることを規定しています。

【参考】市民の意見

- 子どもが、家庭だけで育つのはムリなので、危ないことをしていたら注意したり、叱ってほしい。
- 地域で（子どもたちが）活動する行事をつくる。
- 子育て世帯と高齢者（子育ての先輩・ベテラン）が交流できるイベントや学びの場。
- ◎地域独自で行うイベントを増やすなどして近隣の人の顔や名前を覚えれば、つながりが生まれて地域で助け合って生活する社会が広がると思う。
- ◎地域に外国人の方がとても多い。多文化共生社会への取組みが必要。
- ◎地域にラジオ体操がないので、実施してほしい。
- ◎防災対策の強化。ハザードマップ作りや、学校だけでなく地域ごとに定期的に避難訓練するなど。
- ◎大人から経験談やアドバイスなど話が聞きたい。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立できるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

2 事業者は、地域社会の一員として、市及び学校等と連携し、子どもに関する施策を支援し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

第7条は、市内で事業活動を行う人や団体の責務を定めています。

事業者については、保護者（従業員）が子育てしやすい環境を整備するために果たす責務と、地域社会の一員として担うべき責務の2つの視点が必要であり、それらを第1項と第2項に分けて規定しています。

具体的には、保護者が仕事と子育てを両立できるような職場環境を整備することや、地域などが行うこどもの為の活動に協力することなどが求められます。

【参考】市民の意見

- 仕事をしながら子育てできる環境が必要。
- 職業体験のワークショップの開催やサポート。
- 「放課後寺子屋」的なこどもの居場所づくり、もっと子どもと関わって学んだり遊んだりするような場所が必要。民間事業者が関わってもよい。
- ◎こどもの夢を広げるため、市内の企業で実際に一日体験のようなものを実施する。

(学校等の責務)

第8条 学校等は、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 学校等は、こどもの学びの場としてだけでなく、地域のつながりの拠点の一つとして、情報等様々な資源を地域に提供し、積極的に地域と交流するよう努めるものとします。

【解説】

第8条は、こどもたちが家庭以外で最も多くの時間を過ごす場所である学校等において、学校等及びその関係者が担うべき責務を定めています。

第1項では、こども自身の主体的な育ちを支援するため、こどもの年齢や発達に応じた援助や指導を行うことを規定しています。

第2項では、学校がこどもを軸として地域がつながるための拠点となるよう、地域に開かれた体制などについて規定しています。

【参考】市民の意見

○学校の様子がわからない。

○幼稚園・保育園・小中学校の行事に地域が関わるプログラムを取り入れてほしい。

◎夢を応援するだけでなく、夢を見つける機会を増やしたり、道徳の授業等の使い方を変えるなどすべき。

◎障がい者（児）への差別偏見をなくすための道徳教育。

◎全国学力テストで愛知県は28位と決して良くはない。市として学習環境を見直して、学力向上に取り組むべき。

(市の責務)

第9条 市は、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、こどもに関する施策を総合的に推進するものとします。

2 市は、保護者、地域住民、事業者及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うとともに、相互の連携及び協働が図られるよう総合的な調整を行うものとします。

3 市は、この条例の目的及び内容について、周知及び啓発を行うものとします。

【解説】

第9条は、本条例で定める施策を推進していく上で、行政として市が果たすべき責務を定めています。

しかしながら、市単独でできることは限られているため、他の主体や関係機関等との連携及び協働という視点も必要となります。つまり、第5条から第8条で位置づけた各主体が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うことや、他の主体や関係機関等との連携及び協働を進めながらこどもに関する施策を実施していくことが必要です。

そこで、第1項と第2項では、他主体との連携、協働のもとで取組みを進めていくことや、市がこれらの連携のために総合的な調整役を担うことなどを規定しています。

さらに、第3項では、条例を広く市民に浸透させるため、周知や啓発活動を行うことを規定しています。

【参考】市民の意見

○待機児童問題の解決のために、3歳まで育休が取得できるよう、市が企業に働きかけてはどうか。

○病児保育を充実して欲しい。

○子育て、出産しやすい環境づくりとして、待機児童ゼロを目指すべき。

○家事援助があるとよい。

◎インフルエンザ予防接種を全員にできないか。

◎少子高齢化対策。こどもだけでなく高齢者にとっても住みやすい市をつくってほしい。

第4章 地域全体でこどもを育むまちづくりの推進

(家庭への支援)

- 第10条 市、地域住民、事業者及び学校等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援に努めるものとします。
- 2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行うものとします。

【解説】

第10条は、子育てを行う家庭、つまり保護者に対する支援策を定めています。

第1項では、保護者の子育てをまち全体で支援することを規定しています。こどもが健やかに成長するためには、家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。しかしながら、核家族化の進行、共働き世帯やひとり親世帯の増加など、社会情勢の変化に伴い、その重い役割を背負いきることが困難な家庭も増加しています。保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支援するしくみはますます重要になります。

第2項では、特に市の役割について規定しています。市は、経済的に困窮する家庭、あるいは障がい児、不登校やひきこもりなど、行政として子育てに関して困難を抱える家庭を把握するとともに、状況に応じた支援を行うことを規定しています。

【参考】市民の意見

- 児童クラブを7時まで実施してはどうか。
- 出産時に上のこどもを安心して預けられるサポートがあると第2子以降も産みやすい。
- 少しの時間こどもを預ってくれる人がほしい。
- 3人のこどものうち1人が病気になった時に困る。
- 小学校と児童クラブの連携強化を！
- 外国人への配慮、外国人も住みやすいまちづくり。
- 障がいのあるこどもの将来的な自立生活を支援すること。
- 発達障がいのこどもを持つ親を対象にした相談や情報提供などがあると良い。

(こどもの成長への支援)

第11条 市は、こどもが健やかに育つための支援を行うとともに、こどもが夢に挑戦する環境を整備するため、保護者、地域住民、事業者及び学校等と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとします。

- (1) こどもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり
- (2) こどもが育ち、学ぶための利用しやすい公共施設の整備
- (3) 自然及び地域社会との関わり等多様な経験を通じたこどもの夢を育むための支援

【解説】

こどもは、友だちと遊んだり、色々な活動に参加したり、様々な世代の人々と触れ合うなどの多様な体験を通して、より多くのことを学んで大人になっていきます。

そのため第11条では、市が主体となり、地域住民等と協力、連携して、こどもの育ちを支え、夢を育むための場や機会を提供することなどについて、(1)から(3)まで3号に分けて定めています。具体的には、こどもが安全で安心して遊び、学び、活動する生活の場としての公共施設等の整備や居場所づくりの支援を行います。

【参考】市民の意見

- 児童館などの身近で利用しやすい施設の拡充。
- 学校や地区の集会所を利用したこどもの居場所づくり。
- こどもにとって安心な集える場、居場所づくりが必要。
- 夢に向かって頑張っている子にその子の夢に近づけられる人との縁を繋いであげるためのネットワークづくり。
- いろいろなこどもに目を向けて、のびのびと成長していけるような環境をつくりたい。
- 本物なモノ（芸術や文化、スポーツなど）やあこがれの人・一流の人（スポーツ選手やアイドル、シェフなど）との出会い・触れる機会の創出。
- 年齢・地域・環境・考え方の違うこども同士が交流する機会をつくる。
- ◎こどもの話を聞いてほしい。発表、体験の場がほしい。
- ◎自分たちが留学する際の支援など（留学制度）。

(有害及び危険な環境からの保護)

第12条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、子どもを犯罪、交通事故、災害、氾濫する情報その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとします。

【解説】

第12条は、子どもの安全・安心を保障し、子どもを守るための環境づくりについて規定しています。

交通事故や災害などの被害はもちろん、子どもの健やかな成長を阻害する薬物、喫煙、児童ポルノ、破壊・暴力行為などの有害な環境から子どもを守るために、こうした環境や犯罪に巻き込まれたり接したりすることのないよう、市はもとより、保護者、地域住民等が協力、連携して子どもを守る取組みが必要です。

また、社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展するなか、近年特に重要性を増しているSNS等の安全な利用のためのルールづくりや情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）教育なども、今後ますます重要になります。

※SNS…Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。交友関係を構築するWebサービスのひとつ。

【参考】市民の意見

- 防犯パトロール等の見守りやあいさつ、声かけ。
- 安心して子どもだけで公園で遊ばせるように、防犯強化をすべきである。
- 歩道などを整備して、子どもだけで安心して戸外に出ることができる環境になるといい。
- ◎不審者や道路の欠陥、自転車との接触など、通学路にも危険なところがたくさんある。
- ◎犯罪に遭わないよう外で、見守りをしてほしい。
- ◎LINE でいじめやトラブルが増えている。自分たちでルールづくりをするなど、スマホの使い方を考える必要がある。

(虐待等への取組)

第13条 市、保護者、地域住民、事業者及び学校等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見に努めるものとします。

2 市、保護者、地域住民及び学校等は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われるこどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとします。

【解説】

虐待やいじめなどは、最も深刻なこどもの権利侵害で、その心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。そこで第13条では、こどもの心や体への暴力に対する取組について定めています。

第1項では、まず虐待等の予防や早期発見・早期対応に取り組むことを規定しています。

第2項では、被害にあったこどもについて、迅速かつ適切な支援を行うことを規定しています。

【参考】市民の意見

○虐待やこども同士のいじめを見つけたときに勇気を持って対応すること。

◎LINE などによる友達同士のいやがらせが増えてきている。スマホのトラブルへの対策が必要。

(相談体制の充実)

- 第14条 市及び学校等は、こどもが自分自身、家庭及び学校等のこと等について、安心して相談することができる場を提供するものとします。
- 2 市及び学校等は、こどもの育成に関する保護者間の意見交換の場又は保護者の相談の場を提供するものとします。
- 3 市及び学校等は、こどもからの相談又はこどもに係る相談に、速やかに対応するとともに、必要に応じて地域住民及び関係機関と連携し、及び協働し、こども及びその家庭の救済を図るものとします。

【解説】

第14条は、実際にこどもに対する権利の侵害があった場合の相談・救済のための取組について規定しています。

第1項では、こども自身が抱える悩みや不安について、こどもが気軽に相談できる体制を整備することを規定しています。

第2項は、保護者に対して、子育てに関わる悩みや不安を解消するため、保護者同士の意見交換の場の提供や安心して相談できる体制づくりなどに取り組むことを規定しています。

第3項では、相談があった場合に迅速な対応に努めるとともに、こどもの状況に応じ、必要な場合には地域住民や学校等の関係機関等と連携して、こどもと家庭の救済又は心身等の回復を図るために必要な支援を行うことを規定しています。

【参考】市民の意見

- 近所の関係性が薄いので、頼れる人がなかなかいない。
- 相談相手（ママ友）が少ない。
- 地域と関わりが少ないだけに地域に協力を求める相手が安全なのか、また相手は迷惑ではないのかなど色々考えてしまう。
- 相談する場や相手がない。
- 赤ちゃんサロンを地区の会館で実施し、ママの相談を受ける。

第5章 こどもに関する施策の推進

(こども・子育て会議の設置)

第15条 こどもに関する施策を検証し、及び総合的に推進するため、小牧市こども・子育て会議(以下「会議」といいます。)を置きます。

【解説】

第15条は、第4章で位置づけた子育て支援策の円滑な推進を図るため、専門家等から様々な意見を聴くとともに、その実施状況を検証するための組織として「小牧市こども・子育て会議」(以下、会議といいます。)を設置することを規定しています。

(所掌事務)

第16条 会議は、次に掲げる事項を所掌します。

- (1) こどもに関する施策の実施状況を検証し、及び総合的に推進するための調査審議
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項第1号から第3号までに規定する事項についての調査審議

2 会議は、前項に規定する事項に関し、市長その他こどもの施策に係る執行機関に報告し、又は意見を述べることができます。

【解説】

第16条は、会議が担当する事務について定めています。

第1項は、この会議を、こどもに関する施策の実施状況を検証し、総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援法に基づく「地方版子ども・子育て会議」に位置付けることを規定しています。

第2項は、この会議が、市長やその他の執行機関に対し、会議内で議論された結果に基づく報告や提言をすることができることを規定しています。

(組織等)

第17条 会議は、委員25人以内で組織します。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱します。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができます。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

【解説】

第17条は、会議の設置にあたり、基本的な組織体制、運営方法などを規定しています。

第1項から第3項は会議の委員についてであり、定数を25人以内とすること、委員は学識経験者などから市長が委嘱すること、委員の任期は2年で再任も可能であることなどを規定しています。

第4項では、上記3項以外に必要な事項については、市長が別に規定することを定めています。

附則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改める。

別表児童館運営委員会委員の項の次に次のように加える。

こども・子育て会議会長	日額 15,000円
こども・子育て会議委員	日額 7,700円

【解説】

附則では、本条例の施行期日等を定めています。